

フルハーネス型墜落制止用器具業務特別教育受講報告

フィールド科学系部門 生物生産技術班 日山 薫

1. はじめに（目的等）

労働安全衛生法令では、高さ2 m以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、端部や開口部には囲いや手すり、覆いを設ける等の墜落・転落防止措置を義務付けている。そして、そうした措置が困難なときには、労働者に墜落制止用器具を使用させる等の墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じるように定めている。西条ステーション(農場)では、高さ2 m以上の飼料タンクに登る作業や牛舎内での高所作業を行う場合がある。そこでフルハーネス型墜落制止用器具業務特別教育を受講した。

2. 期間・場所

期間：令和4年11月25日

場所：(公社)広島県労働基準協会志和教習所

〒739-0264 広島県東広島市志和町七条栴坂10493-250

3. 参加者等

40名

4. 研修内容

学科

- ・作業に関する知識
- ・フルハーネス型墜落制止用器具に関する知識
- ・フルハーネス型墜落制止用器具等の使用方法
- ・労働災害の防止に関する知識
- ・関係法令

実技

- ・フルハーネスの着脱方法
- ・仮足場での使用方法
- ・模擬落下の宙吊り体験

5. まとめと感想

実技講習では、墜落による危険から身を守るための高所での作業方法や、フルハーネスの使用方法について学んだ。墜落災害においては、安全帯を装着しているが使用していなかった事例や、安全帯を使用していてその使用方法が適切でなかった事例が多数あるということ学んだ。

実技講習では、正しい装着方法やフックの取り扱いについて学び、実際にフルハーネスを装着しての宙吊り体験を行った。

今後、農場で業務を行う際には安全帯を正しく装着し、適切に使用することで事故の無いように心がけたいと考えた。